# 第5号議案

件 名	教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
提案理由等	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を踏まえ、規則の整備を行うものである。

# 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案要綱

令和3(2021)年3月25日 教育委員会事務局高校教育課

## 1 制定の趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下、「給特条例」という。)の一部改正を踏まえ、規則の整備を行うものである。

## 2 規則案の内容

- (1) 令和元(2019) 年 12 月の給特法改正に伴い、給特条例が改正されることになる。本規則は、改正後の給特条例に基づき、時間外在校等時間の上限等に関する方針を 定めるものである。
- (2) 国の指針を踏まえ、主に以下の内容を規定するものである。
  - ① 上限の範囲
    - 月45時間 年360時間(特別な場合 月100時間未満、年720時間)
  - ② その他の事項
    - ・その他必要な事項は、教育委員会が定める。

# 3 施行期日

令和3(2021)年4月1日

○教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。栃木県教育委員会規則第一号

木県教育委員会教育長 荒 Ш 政 利

# 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(教育職員の業務量の適切な管理等)他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関での規定による勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ 立の義務教育諸学校等の教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(学校職員の勤務時間その他の勤木県条例第四十一号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、教育職員(条例第二条に規定する県一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年栃 (平成七年栃木県条例第五号。 以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理が果条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条から第五 し必要な事項を定めるものとする。 でする県-六年栃 子その

第二条 条第一項に規定する代休日をいう。)が指定された日を除く。)以外の日にいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(条例第五条第一項各号に掲げる日の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第 ものとする。 以下同じ。 校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉 より学校教育の水準の維持向上に資するよう、 栃木県教育委員会 を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、 1(以下 に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることに (令和二年文部科学省告示第一号) 以外の日における正規の勤務時間をいう。 教育職員の業務の (代休日 に規定する在校等時間を 量の (勤務時間等条例第九 適切な管理を行う

- 四 一年のうち一月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数についる 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業 名 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒等に係る通常予見することのできない業 2 一年について三百六十時間 ぞれの期間において三百六十時間 ぞれの期間において三百六十時間 一月について三百六十時間 一月について三百六十時間
- て六月

(委任)

保を図るために必要な事三条 この規則に定める 項も はの  $\mathcal{O}$ 教育委員会が記れています。教育番目のほか、教育職員 別に定めて 別 の量  $\mathcal{O}$ 適切な管理その他教育職員の 健康及 び福  $\mathcal{O}$ 

0 は 令和 三年四 月 日 から施行する。

(高校教育課)